経済産業省（2020.11.20）より新型コロナウイルス感染症対策政府方針について

このたび、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、これまでに得られた知見を踏まえ、令和2年11月12日及び11月16日に下記の政府方針が示されておりますので、同方針に基づき対応いただくようお願い申し上げます。

なお、3月以降の催物開催制限の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとしています。

加えて、業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化についても、各業種におけるクラスター発生状況等を踏まえ、さらなる対策が求められる場合の取組の強化を検討する方針が示されております。こちらにつきましても、必要に応じて対応いただきますよう併せてお願い申し上げます詳細は別添１をご覧いただけますと幸いです。

１．催物の開催について

（１）２月までの催物の開催制限

イベントの開催制限については、11月までの開催制限に関する考え方を当面の間維持することとします。

また、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物等の一部の催物については、収容率の緩和や具体的な感染防止策等が明確化されましたので、催物開催の目安としてください。

（２）催物開催に関する留意事項

関係団体におかれましては、イベント等におけるガイドライン遵守徹底に向けた取組を強化するとともに、クラスター発生時等の再発防止を図る観点から、業種別ガイドラインのチェックリストの作成等を行い、PDCAの体制構築に努めてください。

また、クラスター等が発生した場合には、当省担当課室と連携の上、原因究明、分析及び再発防止策をご検討いただくとともに、報告書様式例（別添２）を参照の上、担当課室にご報告ください。

２．業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について

関係団体におかれては、感染リスクが高まる「５つの場面」（別添３）がどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策が現場で確実に実践されるようにしてください。

今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じて、１．（２）同様にPDCAにより継続的に業種別ガイドラインのフォローアップを行うようにしてください。

３．寒冷な場面における換気等について

冬期においては、適切な換気や適度の保湿が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効と考えられるため、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント（別添４）」をご周知いただき適切な室内環境を維持するとともに、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂をお願いします。

４．職場における一層の対策強化について

職場で最近見られる感染の原因としては、マスクを外す喫煙や昼食時などの休憩でクラスターが発生しおります。

早期検知しにくいクラスター対策として、下記の具体的な対策例を踏まえ対策の強化に取り組むようお願いいたします。詳細は「職場における一層の対策強化」（別添５）をご参照ください。

　・体調の悪い方は出勤しない・させない、産業医との連携。

　・テレワーク・時差出勤等の更なる推進する。

　・CO2濃度センサーを活用した換気状況の確認、寒冷な場面での換気等の徹底。

　・「５つの場面」の周知、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室）に注意すること。

■添付資料

別添１：【事務連絡】来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

別添２：【報告書様式例】イベント開催に伴うクラスター発生について

別添３：感染リスクが高まる「５つの場面」

別添４：【事務連絡】寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

別紙５：職場における一層の対策強化

■参考資料

令和２年９月１１日付け事務連絡　１１月末までの催物の開催制限等について

<https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf>

■業種別ガイドライン一覧（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>